

仲裁判断及び仲裁手続の終了についての検討項目案

仲裁判断書について

1 仲裁判断書の記載事項について

仲裁判断書には、その意義・機能にかんがみ、少なくとも、当事者の表示と主文（申立てに対する応答）の記載を要すると考えられるが、その他の記載事項について、どのように考えるか。

（検討対象事項）

- (1) 理由
- (2) 仲裁判断の年月日
- (3) 仲裁地

【コメント】

仲裁判断に理由を付すか否かは、立法例により異なる。従前、大陸法系の国では理由を付することが求められ、英米法系の法制の下では不要とされていたとされるが、後記のとおり、1996年に改正された英国法は、理由の記載を要するとしている。近時は、上訴を許さない仲裁にあっても、仲裁の正当性を担保するものとして理由を記載すべきものとする考え方が有力となっているようである。後記のとおり、モデル法（模範法）も、理由の記載を必要としている。

仲裁判断の年月日については、その意義・機能を踏まえて検討する必要がある。モデル法（模範法）の検討の際も、仲裁判断が効力を生ずる時点を決める必要性や仲裁判断の日に仲裁判断の効力が生ずるとすることの妥当性について議論がされたが、結論に至らなかった模様である（澤田壽夫「UNCITRAL 国際商事仲裁模範法」JCAジャーナル昭和62年12月号 5頁以下）。

ちなみに、民事裁判にあっては、既判力の時的限界（基準時）が事実審の口頭弁論終結時点によって画され、弁論主義の原則の下で、当事者はこの時点ま

で主張立証することができ、裁判所もこの時点までに主張された事実及び提出された証拠に基づいて判断するが、仲裁手続にあつては、書面審理のみでされる場合もあり、職権探知主義が補充的にしる採用されていることなども勘案すると、仲裁判断の年月日に基準時の機能を含ませる余地もあるように思われる。

仲裁地については、仲裁手続を実施し、仲裁判断を作成する地であり、あるいは、仲裁手続の準拠法を決するファクターとなり、さらに、仲裁手続に関して協力を求める裁判所や仲裁判断の取消訴訟を管轄する裁判所を確定する基準となるなど、種々の機能・効果が託されており、重要である。

また、これらの記載を欠く場合の効果（仲裁判断の効力）についても、検討する必要がある。

（参考）

- ・ モデル法（模範法）第31条第(2)項、第(3)項
「(2) 判断は、当事者が理由を付すことを要しない旨合意しているか、判断が第30条のもとでの合意に基づく判断でない限り、その依拠した理由を述べなければならない。
(3) 判断には、日付及び第20条(1)項に従って決定された仲裁地を記載しなければならない。判断は、その地においてなされたものとみなす。」
- ・ ドイツ法第1054条第(2)項、第(3)項、韓国法第32条第(2)項、第(3)項も、ほぼ同様の規定であるが、年月日に関しては、ドイツ法にあつては仲裁判断に記載された言渡日時に仲裁判断が言い渡されたものと、韓国法にあつては記載された作成日時に仲裁判断がされたものとそれぞれみなすとされている。
- ・ 英国法第52条第(4)項、第(5)項
「(4) 仲裁判断には、和解による合意裁定であるか又は、両当事者が判断の理由を省略することに合意した場合でなければ、判断の理由を付さなければならない。
(5) 仲裁判断には、仲裁地及びその判断の日付を記載しなければならない。」

2 仲裁判断書の送達、裁判所への預置等について

(1) 仲裁判断書の送達について

仲裁判断書の送達について、どのように考えるか。

（検討対象事項）

ア 送達を実施する主体と方法（例えば、仲裁廷において、仲裁判断書の正本を各当事者に送付又は交付するものとするかどうか。）

イ 当事者の住所、居所等が知れないなどの理由によって送達が不能である場合の取扱い

(注)「送達」とは、一般に、訴訟法上、訴訟手続に必要な書類を法定の方式に従って当事者や訴訟関係者に交付し、又はこれらの者にその交付を受ける機会を与える行為をいうとされ、行政法規にもこれに準じた書類の送達の規定例があるとされる。前記検討対象事項アにおいては、例として仲裁廷が行うものを挙げており、厳密に言えば「送達」の語を用いることの当否について論ずる余地があるが、ここでの議論は、仲裁判断書を当事者に受領させる手続の主体と方法に主眼を置くものであることから、議論の便宜上、仲裁廷が行うものも含めて「送達」として整理したものである。

【コメント】

仲裁検討会資料8の 2(5頁以下)で触れたとおり、仲裁判断書の送達(送付)の在り方について、その実効性と当事者の手続保障の要請の双方を満たす妥当な規律について検討する必要がある。

(2) 仲裁判断書の裁判所への預置について

後記のとおり、現行の公催仲裁法においては、仲裁判断を裁判所に預け置くものとされているが、このような仲裁判断の預置制度について、どのように考えるか。

【コメント】

仲裁判断書の預置制度(公催仲裁法第799条第2項)は、仲裁判断の存否及び内容を証明し、これによって執行等の場合に仲裁判断の存否をめぐる当事者の争いを少なくすることを目的とし、したがって、この規定は、強行規定であり、仲裁判断の原本の預置がされなかったときは、この仲裁判断に基づく執行はできないとされる(高桑昭「注解仲裁法」155頁 青林書院、昭和63年)。

ところで、従前、母国たるドイツにも仲裁判断書の預置制度があったが、その後、執行目的がないときは当事者の別段の合意を許す旨の改正がされ、現行法では、預置制度は廃止されている。

これに対し、韓国法は、後記のとおり、改正後も預置(保管)制度を維持している。

(参考)

- ・ 公催仲裁法第799条第2項
「仲裁人ノ署名シタル判断ノ正本ハ之ヲ当事者ニ送達シ其原本ハ送達ノ証書ヲ添ヘテ管轄裁判所ニ之ヲ預ケ置ク可シ」
 - ・ モデル法（模範法）第31条第(4)項
「判断がなされたときは、本条(1)項に従って仲裁人が署名した謄本を各当事者に交付しなければならない。」
 - ・ ドイツ法第1054条第(4)項
「各当事者に対して、仲裁人が署名した仲裁判断を送付しなければならない。」
 - ・ 韓国法第32条第(4)項
「第(1)項ないし第(3)項の規定により作成・署名された仲裁判断の正本は、第4条第(1)項ないし第(3)項の規定により各当事者に送付し、仲裁判断の原本はその送付事実を証明する書面を添付して管轄裁判所に送付し、かつそこで保管する。」
 - ・ UNCITRAL仲裁規則第32条第6項、第7項
「6．仲裁裁判所は、仲裁人の署名した仲裁判断の写しを当事者に交付しなければならない。
7．仲裁判断が行われた地の法律により、仲裁裁判所が仲裁判断の登録をしなければならない場合には、仲裁裁判所は、その法律の定める期間内に、その登録をしなければならない。」
- 原文
6. Copies of the award signed by the arbitrators shall be communicated to the parties by the arbitral tribunal.
 7. If the arbitration law of the country where the award is made requires that the award be filed or registered by the arbitral tribunal, the tribunal shall comply with this requirement within the period of time required by law.

3 仲裁判断の解釈及び変更について

(1) 仲裁判断の解釈を示す措置の可否について

仲裁廷は、当事者の申立てに基づき、又は職権で、仲裁判断の誤り（計算違い、誤記その他これらに類するもの）を訂正し、また、判断を脱漏した申立てについて追加判断をすることができるかと解されるが、このほか、当事者間に合意があるなど一定の要件を満たす場合に、当事者の申立てに基づき、仲裁判断中の特定の事項についての解釈を示すものとする事については、どのように考えるか。

【コメント】

一般に、判決については、裁判所自らその内容についての解釈を示すことはないが、UNCITRALにおいてモデル法（模範法）が検討された際、例えば、仲裁人の言語と仲裁判断の言語が異なる場合には、仲裁判断後にその真意を明らかにする必要があるとの意見を踏まえて議論がされ、両当事者の合意が

存すること及び仲裁廷が申立てを正当と認めることの2要件のもとに、仲裁判断の解釈に関する規定が設けられたという経緯がある(澤田壽夫前掲「UNCITRAL国際商事仲裁模範法」7頁)。仲裁判断後に解釈を示すことの得失を見極める必要があるように思われる。

(参考)

・ モデル法(模範法)第33条

「(1) 当事者が期間につき別段の合意をしていない限り、判断受領の後30日以内に、
(a) 一方の当事者は、他の当事者に通知して、仲裁廷に対し、判断に存する計算の誤り、書誤り、誤植又はこれと同種の誤りの訂正を申し立てることができる。

(b) 当事者の合意があれば、一方の当事者は、他の当事者に通知して、仲裁廷に対し判断の特定の点又は部分の解釈を示すよう申し立てることができる。

仲裁廷が申立てを正当と認めるときは、申立後30日以内に訂正をなし、又は解釈を示さなければならない。解釈は判断の一部となる。

(2) 仲裁廷は判断の日から30日以内に、本条第(1)項(a)に定めるところと同類の誤りを職権で訂正することができる。

(3) 当事者が別段の合意をしていない限り、当事者は、他方の当事者に通知して、判断受領の30日以内に、仲裁廷に対し、仲裁手続中に提起されながら判断から脱漏していた申立について追加判断をするよう申し立てることができる。仲裁廷が、申立てを正当と認めるときは、60日以内に追加判断をしなければならない。」

・ ドイツ法第1058条第(1)項から第(4)項まで、及び韓国法第34条第(1)項から第(4)項までも、これに準ずる規定となっている。

・ イギリス法第57条も、モデル法(模範法)第33条に類する規定となっている。

(2) 仲裁判断の変更について

仲裁判断の変更を許容すべきか。許容するとした場合、その要件についてどのように考えるべきか。

【コメント】

モデル法(模範法)には、仲裁判断の変更に関する規定はないが、民事訴訟法第256条は、判決に法令の違反がある場合に一定限度で判決の変更を許容しており、これに準じて、仲裁判断の変更の必要性、実益等をも踏まえて、仲裁判断の変更の制度を設けるべきか否かについて議論していただきたい。

その他

その他、仲裁判断及び仲裁手続の終結に関し、論ずべき事項があるか。